0.08

0.007

0.05

0.005

H31.10.1

H33.9.1

細目告示第41条

第1項第3・4号

0.005

121.10.1(H20.3.25

H22.9.1(H20.3.25)

第1項第3・4号

0.007

## 新車排出ガス規制の経緯(2)

нс

NOx

適用開始

時期

11モード

(g/test)

新型車

継続生産す

輸入車

告示根拠条文

S48.4.1

S48.12.1

適用告示第28条

第4項

<u> </u>	リン・LI	PG中 <u>i</u>	量車(	GVW1	,700 <b>~</b>	<b>3,500</b>	kg(平	成104	丰まで	<u>は1,7(</u>	)0 <b>~</b> 2.	.500kg)	)															
排出ガス	識別記号	_		Н	J	J L			Т		GC	GK			ABF、CBF、DBF他										LBF、MBF等		3BF、4BF等	
成分	規制年	S48 (1973)		S50 (1975)	S54 (1979)	S56 (1981)		H1 (1989) 試験モード		H6 (1994)	H10 (1998)	H13 (2001)			H17(2005)									H21(2009) NO×触媒付ガソリン 直噴車 <sup>※4</sup>		H30(2018)		
		ガソリン LPG										認証基準※3	R証基準 <sup>※3</sup> その他 <sup>※3</sup> 月	成分	試験モード	認証基準	その他	試験モード	認証基準	その他	試験モード	認証基準	その他	認証基準	その他	試験モート	認証基準	その他
CO			18.0	17.0	← ← 1.60	←	← ← 0.98 ←	10・15 モード (g/km)	17.0	←	8.42	2.10	3.36	NMHC		2.55	4.08	10・15+ JC08C コンハ・イン モート・ (g/km)	← ·	_		← ←	1 1 1	<b>←</b>	← ← ← 0,009	WLTC ₹−ŀ° (g/km)	2.55	4.48
НС	10モード (g/km)		3.20	2.70		← 1.26 ← ←			2.70	1	0.39	0.08	0.17		10•15+	0.05				←	JC08H + JC08C コンパイン モート* (g/km)						2.00	4.40
NOx		3.00	3.00 3.00 2.30	2.30					0.98	0.63	←	0.13	0.25		11 コンバイン												0.15	0.23
СО	11モード (g/test)	_	_	130.0	←			11 モード	130.0	←	104	24.0	38.5		₹-ド (g/km)		0.00										0.10	0.20
HC		_	_	17.0	←		←		17.0	←	9.50	2.20	4.42	NOx PM <sup>※4</sup>	(g/ KIII/		0.10		←			←					0.07	0.11
NOx	(g/ toot/	_	_	20.0	11.0	9.50	8.50	(g/test)	8.50	6.60	60 ←	1.60	2.78				<u> </u>							0.007			0.007	0.009
適用開始 時期	新型車	車 S48.4.1		S50.4.1	S54.1.1	S56.12.1	H1.10.1		11.1	H6.12.1	H10.10.1	H13.10.1		/	H17.10.1(H15.10.1)			H20.1	0.1(H18.11	1.1)	H23.4.1(H18.11.1)			H21.10.1(H20.3.25)		H31.10.1		
	継続生産車	S48.12.1		S50.12.1	S54.12.1	S57.11.1 H2.9.1		-		H7.11.1	H11.9.1	1.9.1							6									
	輸入車	<u></u> —*¹		S51.4.1 <sup>**2</sup>	S56.4.1	S59.4.1	H3.4.1	H3.4.1 H5.4.1		H8.4.1	H12.4.1	H15.9.1 4.1			H19.9.1(H15.10.1)			H22.9.1(H18.11.1) H25.3.1(H18.11.1)					H22.9.1(H20.3.25)		H33.9.1			
告示根拠条文		適用告示第28条 第4項			← 第14項	← 第23項	← ← ← 第29項 第41項		← 第51項	← 第59項	← ← ← 第70項 第74項			← 第102·103項			← 細目 第108·109項 適用				第41条第1 第28条第12	細目告示第41条 第1項第3·4号		細目告示第41条 第1項第3·4号				
Oガソ	リン・LI	PG軽	自動耳	車(乗月	用車以	.外)																						
排出ガス	排出ガス識別記号		_		J	М		V		GD		GM他			EBD、GBD、HBD他										LBD、MBD等		3BE、4BE等	
成分	規制年	S48 (1973)		S50 (1975)	S54 (1979)	S57 (1982)		H2 (1990)		H (19	10 98)	H14 (2002)			H21(2009) NOx触媒付ガソリン 直噴車 <sup>※4</sup>										)			
	試験モード	ガソリン LPG			(1117)	(,		試験モード		,,,,,		認証基準※3	その他 <sup>※3</sup>	成分	試験モード 認証基準 その他			試験モード	認証基準	証基準 その他		認証基準 その他		認証基準	その他	試験モード	認証基準	準 その他
СО		26.0	18.0	17.0	<b>←</b>	←	←	10・15 モード :	17.0	8.420	(17.0)	3.30(13.0)	5.11(17.0)	CO ())			6.67	10•15+	<b>←</b>	←	JC08H - + JC08C	<b>←</b>	←	<b>←</b>	<b>T</b>	WLTC	4.02 0.10	7.06
НС	(g/km)	3.80(22.5)	3.20	2.70(15.0)	←	← ← ←	←		2.70(15.0)	0.39(	(15.0)	0.13(12.0)	0.25(15.0)		10•15+													7.00
NOx		3.00(0.50)	3.00	2.30(0.50)	1.60(0.50)	1.26(0.50)	.50) 0.74(0.50) (g/km)	(g/km)	0.74(0.50)	0.480	(0.50)	0.13(0.30)	0.25(0.50)		11 コンバイン		0.08	JC08C コンバイン	↓	<b>←</b>				<b>+</b>	<b></b>			0.16
co		_	_	130	←	←	←		130	1040	(130)	38.0(100)	58.9(130)		€-\*	0.00	0.00	±-ŀ°			コンパイン					₹- <b>ŀ</b> *	0.10	0.10

(g/km)

NO

0.05

H19.10.1(H15.10.1)

H20.9.1(H15.10.1)

第102・103項

0.08

(g/km)

H20.10.1(H18.11.1)

H22.9.1(H18.11.1)

第108・109項

₹-ŀ°

(g/km)

H23.4.1(H18.11.1)

H25.3.1(H18.11.1)

適用告示第28条第123·124項<sup>※</sup>

細目告示第41条第1項第3·4号 細目告示第41条

※2:輸入型式指定車の適用時期はS50.4.1である。 (注) ※1:輸入車の適用時期は新型車S48.4.1、継続生産車S48.12.1である。

11<del>-</del>

(g/test)

17.0(70.0)

7.50(4.00)

H3.11.1

H5.4.1

第51項

9.50(70.0)

6.00(4.00)

H10.10.1

H11.9.1

H12.4.1

第61項

※3:平成13年規制以降の規制年欄中、認証基準とは型式指定車及び装置指定車の、その他とはそれ以外の自動車(PHP、新型届出(装置指定車以外のもの)、試作、組立、並行輸入車)の記載

第70項

3.50(50.0) 6.40(70.0)

2.20(2.50) 3.63(4.00)

H14.10.1

H15.9.1

第74項

- ※4:ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車に限り適用する。
- ※5: 軽自動車のS48年~H14年までの基準値欄中、( )内の値は2サイクルエンジンのものを示す。

S57.1.1 H2.10.1

H3.9.1

H4.4.1

第29項

S57.12.1

S59.4.1

第26項

17.0(70.0)

S50.4.1

S50.12.1

S51.4.1

第10項

20.0(4.00) 11.0(4.00) 9.50(4.00) 7.50(4.00)

S54.1.1

S54.12.1

S56.4.

第15項

※6:平成17年規制以降の適用開始時期の欄中、()の年月日は改正告示公布日を示し、同日から該当規制の申請が可能になっている。